

# 『特別の寄与』制度が新設・施行されました

平成30年度の民法改正により、自筆証書遺言が簡易化されたことについては、2018年11月号 (No.64) でお知らせした通りですが、この改正により新設された「特別の寄与」制度が、令和元年7月1日から施行されましたので、本稿ではその概要と税務上の取り扱いについて解説します。

## 1. 制度の概要

被相続人(死亡者)の療養看護や介護等により、被相続人の財産の維持・増加に貢献(特別の寄与)した者が、遺産分割においてその貢献度を「寄与分」として相続分に上乗せできる制度です。

改正前の民法では、寄与分は原則として相続人のみを対象としているため、遺産分割において子の配偶者等の相続人でない者の貢献度を請求することはできませんでした。

例えば、長男の妻と同居していた被相続人が死亡した場合、相続人である長女や次男は被相続人の介護等を全く行っていなかったとしても財産を相続できる一方で、長男の妻は、被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため財産の分配を受けられないという問題がありました。

しかし、今回の民法改正によって、被相続人に無償で療養看護等の労務を提供した相続人でない親族が、相続人に対して寄与に応じた金銭(特別寄与料)の支払いを請求できる「特別の寄与」(民法1050条)制度が新設されました。これにより、相続人以外の親族の看護や介護等の貢献が報われ、実質的な公平が図られると期待されています。なお、従前からの寄与分制度との相違等は下表の通りです。

## 2. 「特別の寄与」の要件

以下の要件を全て満たす場合、特別寄与料を請求することができます。

### ①被相続人の相続人以外の親族である

親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

②被相続人に対して無償で療養看護やその他の労務を提供し、その結果、被相続人の財産を維持または増加させた

### ③特別の寄与を行った

通常期待されるような程度を超える貢献が必要と考えられます。

## 3. 税務上の取扱い

特別寄与料の支払いが確定した場合、相続人は法定相続分または指定相続分に従って支払い、税務上は以下のような取り扱いとなります。

### ①特別寄与者(長男の妻等)

特別寄与料を遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。

なお、一親等血族及び配偶者以外の者への相続課税であることから、2割加算の対象となります。

### ②特別寄与料を支払った相続人

支払うべき特別寄与料の額は、その相続人の課税価格から控除できます。

また、特別寄与料の支払額が確定しない場合には、確定してから4ヶ月以内に限り、相続税の更正の請求で還付が可能です。

### ③納税義務が生じた特別寄与者の申告時期

特別寄与料の額が確定したことにより、新たに相続税の納税義務が生じた親族は、相続税の納税義務が生じたことを知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

	従前の寄与分制度	新設された「特別の寄与」
対象者	被相続人の相続人	相続人ではない被相続人の親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等内の姻族)
請求権を行使できる期間	法令上の規定は無い	相続の開始及び相続人を知った日より6ヶ月以内または相続開始の日より1年以内まで
手続きの流れ	相続人と特別寄与者の協議により特別寄与料の金額を決定するが、協議が整わない場合や協議ができない場合は、家庭裁判所の審判で決定する。	

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

## 5分で学ぶ 経営法律知識「労務」

## 『70歳到達届』の省略について

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主の事務負担の軽減を図るため、2019年4月より、被保険者の方が70歳に到達した際に提出していた「厚生年金被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」（以下「70歳到達届」という）の取扱いが変更となりました。

## 1. 70歳到達届の届出とは

これまで、厚生年金保険に加入している70歳未満の社員が70歳に到達した場合、厚生年金保険の資格を喪失するため、「厚生年金保険被保険者資格喪失届」の提出が必要でした。

また、70歳以後も引き続き同一事業所に使用される場合は、在職老齢年金の調整のために「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」の提出が必要でした。

## 2. 70歳到達届が省略できる場合

事業主の事務負担の軽減を図るため、2019年4月より、下記【届出省略の要件】の①及び②の両方に該当する被保険者については、事業主からの70歳到達届の提出は不要（届出省略）となり、日本年金機構が職権で70歳到達届の処理を行います。

## 【届出省略の要件】

- ① 70歳到達日（誕生日の前日）以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者
- ② 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額<sup>\*1</sup>が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者

<sup>\*1</sup> 70歳到達日時点において、70歳以上被用者に支払われる報酬月額（通貨・現物によるものの合計額）を、標準報酬月額に相当する金額に当てはめた額となります。

## 3. 70歳到達届が省略できない場合

上記【届出省略の要件】②の通り、70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる被保険者については、従来どおり、70歳到達届<sup>\*2</sup>の届出が必要になります。

<sup>\*2</sup> これまでと同様に、被保険者が70歳に到達する月の前月に、日本年金機構から事業主へ、対象被保険者の氏名等を印字した70歳到達届の用紙が郵送されます。

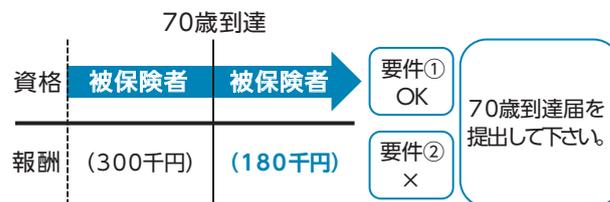
## 4. 2019年4月以降の手続きの例

2019年4月以降の70歳到達にかかる手続きの例は以下の通りとなります。

- (1) 70歳以後も引き続き同一事業所に使用される場合で、報酬も同額の場合



- (2) 70歳以後も引き続き同一事業所で使用される場合で、報酬が異なる場合



- (3) 70歳以後に資格を取得した場合



## 5. その他の手続き

70歳で厚生年金の資格を喪失しても、在職中に受ける在職老齢年金の調整のため、資格喪失前と同様に、「70歳以上被用者算定基礎届・月額変更届・賞与支払届」等の届出が必要になります。

また、70歳以降も継続して勤務されていた方が退職する場合は、「健康保険被保険者資格喪失届」、「厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」の提出が必要になります。

（特定社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）